

## 高松市離島航路確保維持改善協議会設置要綱

(設置)

第1条 高松市域における離島航路の確保を図り、合わせて地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）第2条第1項第1号に規定する協議会として、高松市離島航路確保維持改善協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項に関し協議するものとする。

- (1) 離島航路確保維持計画（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第32条第2項に規定する計画をいう。）の検討に関すること
- (2) 離島航路の確保及び維持に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、高松市都市整備局次長（交通政策課担当）の職にある者を、副会長は、香川県交流推進部交通政策課長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、次の第1号から第3号までに掲げる者のうちから市長が委嘱し、及び第4号に掲げる職にある者をもって充てる。
  - (1) 住民又は利用者の代表者
  - (2) 四国運輸局海事振興部離島航路活性化調整官
  - (3) 高松市本土と離島との間又は離島相互間を連絡する航路の事業を営む者の代表者

(4) 高松市市民政策局地域政策部地域振興課長及び高松市都市整備局交通政策課長

6 市長は、特別の事項を調査し、又は検討させるため必要があるときは、協議会に臨時委員若干人を置くことができる。

7 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第5項第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、2年とする。

ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査又は検討が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要に応じて、委員以外の者に対して出席を求め、意見等を聴くことができる。

3 協議会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、高松市都市整備局交通政策課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。